

## 議案第45号

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成28年6月1日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第186号）が平成28年4月1日に施行されたこと等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。



大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年大口町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、利用者負担額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

第7条中「定める延長保育料」の次に「（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

（単位：円）

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額/人)	
階層区分	定義		
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	
第2階層	第1階層を除き、当該年度の4	市町村民税非課税世帯	0
第3階層	月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等に限る。）	0
		市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等を除く。）	2,100
第4階層	市町村民税所得割課税額7	7,100円以下（ひとり親世帯等に限る。）	5,100
		市町村民税所得割課税額7	11,200
		7,100円以下（ひとり親世帯等を除く。）	
第5階層	市町村民税所得割課税額7	14,300	
第6階層	市町村民税所得割課税額21	7,101円以上211,200円以下	
		1,201円以上	17,900

## 備考

- この表の第3階層以上における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- この表、別表第2及び別表第4において「ひとり親世帯等」とは、次に掲げる世帯をいう。
  - 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
  - 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯
    - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
    - 愛知県療育手帳制度実施要綱（昭和49年4月8日49障援第189号愛知県民生部長通知）に定める療育手帳の交付を受けた者
    - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
    - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第3階層又は第4階層のひとり親世帯等を除く世帯であつて、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）

第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、最年長の特定被監護者等から順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。

- 4 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第4階層のひとり親世帯等であって、特定被監護者等が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降については無料とする。
- 5 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第5階層以上の世帯であって、同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲内にある子どもが2人以上いる場合(特別支援学校幼稚園、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含み、未就園及び未就学児は含まない。)におけるこの表の適用については、これらの子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。
- 6 この表の利用者負担額の欄に掲げる金額には、食事の提供に係る負担金を含まない。

## 別表第2 (第3条関係)

### 1 ひとり親世帯等を除く世帯の利用者負担額

(単位:円)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額/人)				
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条に規定する保育必要量の認定区分				
		保育標準時間(上段)				
		保育短時間(下段)				
		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上	
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	
		0	0	0	0	
第2階層	第1階層を除き、当該年度の4月分	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
			0	0	0	0
第3階層	から8月分までの利用者負担額の算	市町村民税所得割課税額48,600円未満	16,700	16,000	15,000	14,100
			10,700	10,000	9,000	8,100
第4階層	定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月	市町村民税所得割課税額48,600円以上	25,800	24,000	20,800	20,100
		97,000円未満	19,800	18,000	14,800	14,100
第5階層	分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の	市町村民税所得割課税額97,000円以上	35,300	32,700	24,500	21,800
		169,000円未満	29,300	26,700	18,500	15,800
第6階層	市町村民税の額の区分が右欄の区分	市町村民税所得割課税額169,000円以	46,000	42,600	27,300	24,900
			40,000	36,600	21,300	18,900

	に該当する世帯	上301,000円未 満				
第7階 層		市町村民税所得割課税 額301,000円以 上	56,400	52,000	31,600	29,000
			50,400	46,000	25,600	23,000

備考

- この表の第3階層以上における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯であって、特定被監護者等が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、最年長の特定被監護者等から順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。
- 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯であって、同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが2人以上同時に特定教育・保育施設（法附則第7条の規定により別段の申出をした施設を含む。）又は特定地域型保育事業（法附則第8条の規定により別段の申出をした場合を含む。）を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、これらの子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。
- 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯であって、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもを3人以上養育している支給認定保護者にあつては、これらの子どものうち最年長の子どもから順に3人目以降の子どもの利用者負担額を次の表のとおりとする。

(単位：円)

年児	階層区分	利用者負担額 (月額/人)
3歳児以上	第4階層から第7階層まで	利用者負担額×0.8
0～2歳児	第4階層	0
	第5階層及び第6階層	利用者負担額×0.4
	第7階層	利用者負担額×0.8

- 支給認定子どもが年度途中において満年齢に到達した場合の利用者負担額は、その年度中は当該年度当初の年児区分の額を適用する。
- この表の3歳児及び4歳児以上の利用者負担額の欄に掲げる金額には、食事(主食に限る。)の提供に係る負担金を含まない。

2 ひとり親世帯等の利用者負担額

(単位：円)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額/人)
階層区 分	定義	子ども・子育て支援法施行規則第4条に規定する保育必要量の認定区分
		保育標準時間 (上段)

		保育短時間（下段）				
		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上	
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	
第2階層	第1階層を除き、当該年度の4月分	0	0	0	0	
第3階層	から8月分までの利用者負担額の算定	市町村民税所得割課税額48,600円未満	6,350	6,000	5,500	5,050
第4階層	定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の	市町村民税所得割課税額48,600円以上77,101円未満	11,400	10,500	8,900	8,550
第5階層	区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税額77,101円以上97,000円未満	22,800	21,000	17,800	17,100
第6階層		市町村民税所得割課税額97,000円以上169,000円未満	32,300	29,700	21,500	18,800
第7階層		市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満	43,000	39,600	24,300	21,900
		市町村民税所得割課税額301,000円以上	53,400	49,000	28,600	26,000

備考

- この表の第3階層以上における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- 市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯であつて、特定被監護者等が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降については無料とする。
- 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯であつて、同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが2人以上同時に特定教育・保育施設（法附則第7条の規定により別段の申出をした施設を含む。）又は特定地域型保育事業（法附則第8条の規定により別段の申出をした場合を含む。）を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、これらの子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。
- 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯であつて、18歳に達する日以後最

初の3月31日までの間にある子どもを3人以上養育している支給認定保護者にあつては、これらの子どものうち最年長の子どもから順に3人目以降の子どもの利用者負担額を次の表のとおりとする。

(単位：円)

年児	階層区分	利用者負担額 (月額/人)
3歳児以上	第4階層から第7階層まで	利用者負担額×0.8
0～2歳児	第4階層	0
	第5階層及び第6階層	利用者負担額×0.4
	第7階層	利用者負担額×0.8

- 5 支給認定子どもが年度途中において満年齢に到達した場合の利用者負担額は、その年度中は当該年度当初の年児区分の額を適用する。
- 6 この表の3歳児及び4歳児以上の利用者負担額の欄に掲げる金額には、食事(主食に限る。)の提供に係る負担金を含まない。

別表第4を次のように改める。

## 別表第4（第7条関係）

### 1 ひとり親世帯等を除く世帯の延長保育料

区分	延長保育料
1月契約者（平日・月曜日から金曜日まで）	月額30分当たり（※30分未満の端数があるときは、30分に切り上げる。）1,000円
1月契約者（平日・月曜日から金曜日まで）延長分	日額30分まで（※30分未満の端数があるときは、30分に切り上げる。）250円、以降一律500円
随時者（土曜日利用者を含む。）	日額30分まで（※30分未満の端数があるときは、30分に切り上げる。）250円、以降一律500円

#### 備考

- 別表第2に規定する階層区分第1階層及び第2階層の世帯については、延長保育料を無料とする。
- 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯であって、特定被監護者等が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、最年長の特定被監護者等から順に2人目はこの表の延長保育料の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。
- 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯であって、同一世帯の子どもが2人以上延長保育を利用している場合におけるこの表の適用については、これらの子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の延長保育料の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については10分の1の額とする。
- 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯であって、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもを3人以上養育している支給認定保護者にあつては、これらの子どものうち最年長の子どもから順に3人目以降の子どもの延長保育料を次の表のとおりとする。

（単位：円）

年児	階層区分	延長保育料 （月額／人）
3歳児以上	第4階層から第7階層まで	延長保育料×0.8
0～2歳児	第4階層	0
	第5階層及び第6階層	延長保育料×0.4
	第7階層	延長保育料×0.8

### 2 ひとり親世帯等の延長保育料

区分	延長保育料
1月契約者（平日・月曜日から金曜日まで）	月額30分当たり（※30分未満の端数があるときは、30分に切り上げる。）500円
1月契約者（平日・月曜日から金曜日まで）延長分	日額30分まで（※30分未満の端数があるときは、30分に切り上げる。）125円、以降一律250円
随時者（土曜日利用者を含む。）	日額30分まで（※30分未満の端数があるときは、30分に切り上げる。）125円、以降一律250円

#### 備考

- 別表第2に規定する階層区分第1階層及び第2階層の世帯については、延長保育料を無料とする。

- 2 市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯におけるこの表の適用については、この表の延長保育料の欄に掲げる額の2分の1の額とする。
- 3 市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯であって、特定被監護者等が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降については無料とする。
- 4 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯であって、同一世帯の子どもが2人以上延長保育を利用している場合におけるこの表の適用については、これらの子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の延長保育料の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については10分の1の額とする。
- 5 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯であって、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもを3人以上養育している支給認定保護者にあつては、これらの子どものうち最年長の子どもから順に3人目以降の子どもの延長保育料を次の表のとおりとする。

(単位：円)

年児	階層区分	延長保育料 (月額/人)
3歳児以上	第4階層から第7階層まで	延長保育料×0.8
0～2歳児	第4階層	0
	第5階層及び第6階層	延長保育料×0.4
	第7階層	延長保育料×0.8

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 支給認定保護者の利用者負担額は、次の各号に掲げる支給認定子どもに係る小学校就学前の子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。<u>この場合において、利用者負担額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(延長保育料の徴収)</p> <p>第7条 町長は、特定保育所及び町立保育所において延長保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者等から別表第4に定める延長保育料<u>(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</u>を徴収する。</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 支給認定保護者の利用者負担額は、次の各号に掲げる支給認定子どもに係る小学校就学前の子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(延長保育料の徴収)</p> <p>第7条 町長は、特定保育所及び町立保育所において延長保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者等から別表第4に定める延長保育料を徴収する。</p>

(新)

別表第1 (第3条関係)

(単位:円)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額/人)	
階層区分	定義		
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	
第2階層	第1階層を除き、当該年度の4	市町村民税非課税世帯	0
第3階層	月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定に	市町村民税所得割非課税世帯(ひとり親世帯等に限る。)	0
		市町村民税所得割非課税世帯(ひとり親世帯等を除く。)	2,100
第4階層	あつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税額7	5,100
		7,100円以下(ひとり親世帯等に限る。)	
第5階層		市町村民税所得割課税額7	11,200
		7,100円以下(ひとり親世帯等を除く。)	
第6階層		市町村民税所得割課税額7	14,300
		7,101円以上211,200円以下	
第6階層		市町村民税所得割課税額21	17,900
		1,201円以上	

備考

- この表の第3階層以上における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- この表、別表第2及び別表第4において「ひとり親世帯等」とは、次に掲げる世帯をいう。
  - 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
  - 在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯
    - 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
    - 愛知県療育手帳制度実施要綱(昭和49年4月8日49障援第189号愛知県民生部長通知)に定める療育手帳の交付を受けた者
    - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
    - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第3階層又は第4階層のひとり親世帯等を除く世

(新)

帯であって、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、最年長の特定被監護者等から順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。

- 4 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第4階層のひとり親世帯等であって、特定被監護者等が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降については無料とする。
- 5 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第5階層以上の世帯であって、同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲内にある子どもが2人以上いる場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含み、未就園及び未就学児は含まない。）におけるこの表の適用については、これらの子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。
- 6 この表の利用者負担額の欄に掲げる金額には、食事の提供に係る負担金を含まない。

(新)

## 別表第2 (第3条関係)

## 1 ひとり親世帯等を除く世帯の利用者負担額

(単位:円)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額/人)			
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条に規定する保育必要量の認定区分			
		保育標準時間(上段)			
		保育短時間(下段)			
		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0
		0	0	0	0
第2階層	第1階層を除き、当該年度の4月分	0	0	0	0
第3階層	市町村民税所得割課税額48,600円未満	16,700	16,000	15,000	14,100
		10,700	10,000	9,000	8,100
第4階層	市町村民税所得割課税額48,600円以上97,000円未満	25,800	24,000	20,800	20,100
		19,800	18,000	14,800	14,100
第5階層	市町村民税所得割課税額97,000円以上169,000円未満	35,300	32,700	24,500	21,800
		29,300	26,700	18,500	15,800
第6階層	市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	46,000	42,600	27,300	24,900
		40,000	36,600	21,300	18,900
第7階層	市町村民税所得割課税額301,000円以上	56,400	52,000	31,600	29,000
		50,400	46,000	25,600	23,000

## 備考

- この表の第3階層以上における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯であって、特定被監護者等が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、最年長の特定被監護者等から順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。
- 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯であって、同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが2人以上同時に特定教育・保育施設(法附則第7条の規定により別段の申出をした施設を含む。)又は特定地域型保育事業(法附則第8条の規定により

(新)

別段の申出をした場合を含む。) を利用している場合(特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)におけるこの表の適用については、これらの子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。

- 4 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯であって、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもを3人以上養育している支給認定保護者にあつては、これらの子どものうち最年長の子どもから順に3人目以降の子どもの利用者負担額を次の表のとおりとする。

(単位:円)

年児	階層区分	利用者負担額 (月額/人)
3歳児以上	第4階層から第7階層まで	利用者負担額×0.8
0～2歳児	第4階層	0
	第5階層及び第6階層	利用者負担額×0.4
	第7階層	利用者負担額×0.8

- 5 支給認定子どもが年度途中において満年齢に到達した場合の利用者負担額は、その年度中は当該年度当初の年児区分の額を適用する。
- 6 この表の3歳児及び4歳児以上の利用者負担額の欄に掲げる金額には、食事(主食に限る。)の提供に係る負担金を含まない。

(新)

## 2 ひとり親世帯等の利用者負担額

(単位：円)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額／人）			
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則第4条に規定する保育必要量の認定区分			
		保育標準時間（上段）			
		保育短時間（下段）			
		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0
		0	0	0	0
第2階層	第1階層を除き、当該年度の4月分	市町村民税非課税世帯	0	0	0
			0	0	0
第3階層	から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の	市町村民税所得割課税額48,600円未満	6,350	6,000	5,500
			4,850	4,500	4,000
第4階層	に該当する世帯	市町村民税所得割課税額48,600円以上77,101円未満	11,400	10,500	8,900
			9,900	9,000	7,400
		市町村民税所得割課税額77,101円以上97,000円未満	22,800	21,000	17,800
			19,800	18,000	14,800
第5階層	区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税額97,000円以上169,000円未満	32,300	29,700	21,500
			29,300	26,700	18,500
第6階層		市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満	43,000	39,600	24,300
			40,000	36,600	21,300
第7階層		市町村民税所得割課税額301,000円以上	53,400	49,000	28,600
			50,400	46,000	25,600

## 備考

- この表の第3階層以上における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- 市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯であつて、特定被監護者等が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降については無料とする。
- 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯であつて、同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが2人以上同時に特定教育・保育施設（法附則第7条の規定に

(新)

より別段の申出をした施設を含む。)又は特定地域型保育事業(法附則第8条の規定により別段の申出をした場合を含む。)を利用している場合(特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)におけるこの表の適用については、これらの子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。

- 4 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯であつて、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもを3人以上養育している支給認定保護者にあつては、これらの子どものうち最年長の子どもから順に3人目以降の子どもの利用者負担額を次の表のとおりとする。

(単位：円)

年児	階層区分	利用者負担額 (月額/人)
3歳児以上	第4階層から第7階層まで	利用者負担額×0.8
0～2歳児	第4階層	0
	第5階層及び第6階層	利用者負担額×0.4
	第7階層	利用者負担額×0.8

- 5 支給認定子どもが年度途中において満年齢に到達した場合の利用者負担額は、その年度中は当該年度当初の年児区分の額を適用する。
- 6 この表の3歳児及び4歳児以上の利用者負担額の欄に掲げる金額には、食事(主食に限る。)の提供に係る負担金を含まない。

(新)

別表第4 (第7条関係)

1. ひとり親世帯等を除く世帯の延長保育料

区分	延長保育料
1月契約者(平日・月曜日 から金曜日まで)	月額30分当たり(※30分未満の端数があるときは、30分に切り上げる。)1,000円
1月契約者(平日・月曜日 から金曜日まで)延長分	日額30分まで(※30分未満の端数があるときは、30分に切り上げる。)250円、以降一律500円
随時者(土曜日利用者を含む。)	日額30分まで(※30分未満の端数があるときは、30分に切り上げる。)250円、以降一律500円

備考

- 1 別表第2に規定する階層区分第1階層及び第2階層の世帯については、延長保育料を無料とする。
- 2 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯であって、特定被監護者等が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、最年長の特定被監護者等から順に2人目はこの表の延長保育料の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。
- 3 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯であって、同一世帯の子どもが2人以上延長保育を利用している場合におけるこの表の適用については、これらの子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の延長保育料の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については10分の1の額とする。
- 4 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯であって、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもを3人以上養育している支給認定保護者にあつては、これらの子どものうち最年長の子どもから順に3人目以降の子どもの延長保育料を次の表のとおりとする。

(単位:円)

年児	階層区分	延長保育料 (月額/人)
3歳児以上	第4階層から第7階層まで	延長保育料×0.8
0～2歳児	第4階層	0
	第5階層及び第6階層	延長保育料×0.4
	第7階層	延長保育料×0.8

(新)

2 ひとり親世帯等の延長保育料

区分	延長保育料
1月契約者（平日・月曜日から金曜日まで）	月額30分当たり（※30分未満の端数があるときは、30分に切り上げる。）500円
1月契約者（平日・月曜日から金曜日まで）延長分	日額30分まで（※30分未満の端数があるときは、30分に切り上げる。）125円、以降一律250円
随時者（土曜日利用者を含む。）	日額30分まで（※30分未満の端数があるときは、30分に切り上げる。）125円、以降一律250円

備考

- 1 別表第2に規定する階層区分第1階層及び第2階層の世帯については、延長保育料を無料とする。
- 2 市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯におけるこの表の適用については、この表の延長保育料の欄に掲げる額の2分の1の額とする。
- 3 市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯であって、特定被監護者等が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降については無料とする。
- 4 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯であって、同一世帯の子どもが2人以上延長保育を利用している場合におけるこの表の適用については、これらの子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の延長保育料の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については10分の1の額とする。
- 5 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯であって、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもを3人以上養育している支給認定保護者にあつては、これらの子どものうち最年長の子どもから順に3人目以降の子どもの延長保育料を次の表のとおりとする。

(単位：円)

年児	階層区分	延長保育料 (月額/人)
3歳児以上	第4階層から第7階層まで	延長保育料×0.8
0～2歳児	第4階層	0
	第5階層及び第6階層	延長保育料×0.4
	第7階層	延長保育料×0.8

## 別表第1 (第3条関係)

(単位:円)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額/人)
階層区分	定義	
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0
第2階層	第1階層を除き、当該年度の4月分	市町村民税非課税世帯 0
第3階層	月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割非課税世帯 2,100
第4階層		市町村民税所得割課税額7,100円以下 11,200
第5階層		市町村民税所得割課税額7,101円以上21,200円以下 14,300
第6階層		市町村民税所得割課税額21,201円以上 17,900

## 備考

- 1 この表の第3階層以上における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 2 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第3階層又は第4階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表にかかわらず、次表に掲げる利用者負担額とする。
  - (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
  - (2) 在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯
    - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
    - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
    - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(単位:円)

階層	利用者負担額 (月額/人)
第3階層	0
第4階層	10,200

- 3 同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲内にある子どもが複数人いる場合

(旧)

(特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含み、未就園及び未就学児は含まない。)におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。

- 4 備考2及び備考3の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、それぞれ備考2から順に適用させるものとする。
- 5 この表の利用者負担額の欄に掲げる金額には、食事の提供に係る負担金を含まない。

別表第2 (第3条関係)

(単位:円)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額/人)				
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則 (平成26年内閣府令第44号) 第4条に規定する保育必要量の認定区分				
		保育標準時間 (上段)				
		保育短時間 (下段)				
		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上	
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	
		0	0	0	0	
第2階層	第1階層を除き、当該年度の4月分	0	0	0	0	
第3階層	から8月分までの利用者負担額の算定にあっては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあっては当該年度分の	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
		市町村民税所得割課税額48,600円未満	16,700	16,000	15,000	14,100
第4階層	市町村民税所得割課税額48,600円以上97,000円未満	市町村民税所得割課税額97,000円以上169,000円未満	10,700	10,000	9,000	8,100
		市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満	25,800	24,000	20,800	20,100
第5階層	市町村民税所得割課税額301,000円以上	市町村民税所得割課税額97,000円以上169,000円未満	19,800	18,000	14,800	14,100
		市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満	35,300	32,700	24,500	21,800
第6階層	市町村民税の額が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税額97,000円以上169,000円未満	29,300	26,700	18,500	15,800
		市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満	46,000	42,600	27,300	24,900
第7階層	市町村民税所得割課税額301,000円以上	市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満	40,000	36,600	21,300	18,900
		市町村民税所得割課税額301,000円以上	56,400	52,000	31,600	29,000
		50,400	46,000	25,600	23,000	

## 備考

- この表の第3階層以上における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第3階層以上と認定された世帯であっても、別表第1に規定する母子世帯等及び在宅障害児 (者) のいる世帯については、この表にかかわらず、それぞれ次表に掲げる利用者負担額とする。

(単位:円)

階層	利用者負担額 (月額/人)			
	保育標準時間 (上段)			
	保育短時間 (下段)			
	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上
第3階層	12,700	12,000	11,000	10,100

(旧)

	9,700	9,000	8,000	7,100
第4階層	22,800	21,000	17,800	17,100
	19,800	18,000	14,800	14,100
第5階層	32,300	29,700	21,500	18,800
	29,300	26,700	18,500	15,800
第6階層	43,000	39,600	24,300	21,900
	40,000	36,600	21,300	18,900
第7階層	53,400	49,000	28,600	26,000
	50,400	46,000	25,600	23,000

- 3 同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に特定教育・保育施設（法附則第7条の規定により別段の申出をした施設を含む。）又は特定地域型保育事業（法附則第8条の規定により別段の申出をした場合を含む。）を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。
- 4 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を3人以上養育している支給認定保護者にあつては、第3子以降の子どもの利用者負担額を次の表のとおりとする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(単位：円)

年児	階層区分	利用者負担額 (月額/人)
3歳児以上	全階層	利用者負担額×0.8
0～2歳児	第1階層から第4階層まで	0
	第5階層及び第6階層	利用者負担額×0.4
	第7階層	利用者負担額×0.8

- 5 備考2から備考4までの規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、それぞれ備考2から順に適用させるものとする。
- 6 支給認定子どもが年度途中において満3歳に到達した場合の利用者負担額は、その年度中は1・2歳児の額を適用する。
- 7 この表の3歳児及び4歳児以上の利用者負担額の欄に掲げる金額には、食事(主食に限る。)の提供に係る負担金を含まない。

## 別表第4 (第7条関係)

区分	延長保育料
1月契約者(平日・月曜日から金曜日まで)	月額30分当たり(※30分未満の端数があるときは、30分に切り上げる。)1,000円
1月契約者(平日・月曜日から金曜日まで)延長分	日額30分まで(※30分未満の端数があるときは、30分に切り上げる。)250円、以降一律500円
随時者(土曜日利用者を含む。)	日額30分まで(※30分未満の端数があるときは、30分に切り上げる。)250円、以降一律500円

## 備考

- 別表第2に規定する階層区分第1階層及び第2階層の世帯については、延長保育料を無料にする。
- 別表第1に規定する母子世帯等及び在宅障害児(者)のいる世帯については、延長保育料を2分の1に減額する。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 同一世帯から2人以上延長保育を利用している場合は、延長保育料を第2子については2分の1に、第3子以降については10分の1に減額する。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を3人以上養育している支給認定保護者にあつては、第3子以降の子どもの延長保育料を次の表のとおりとする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(単位:円)

年児	階層区分	延長保育料 (月額/人)
3歳児以上	全階層	延長保育料×0.8
0～2歳児	第1階層から第4階層まで	0
	第5階層及び第6階層	延長保育料×0.4
	第7階層	延長保育料×0.8

- 備考2から備考4までの規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、それぞれ備考2から順に適用させるものとする。

## 改正要旨

### 1 改正の趣旨

国が示す平成28年度における幼児教育の段階的無償化に向けた取組を受け、年収約360万円未満相当の世帯について、多子軽減における年齢の上限を撤廃するとともに、ひとり親世帯等の利用者負担額等についての負担軽減措置を拡大するものです。

### 2 改正の概要

#### (1) 多子軽減における年齢の上限撤廃について

##### ア 1号認定世帯

市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯における利用者負担額について、多子軽減における年齢の上限を撤廃します。

##### イ 2号・3号認定世帯

市町村民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯等及び57,700円未満のひとり親世帯等を除く世帯における利用者負担額について、多子軽減における年齢の上限を撤廃します。

#### (2) ひとり親世帯等の利用者負担額についての負担軽減措置拡大について

##### ア 1号認定及び2号・3号認定世帯

市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯における利用者負担額について、従来、第2子を2分の1の額、第3子以降を無料としていたものを第1子を2分の1の額、第2子以降を無料とします。

#### (3) 延長保育料の改正について

上記(1)(2)と同様の改正を行います。

### 3 適用年月日

平成28年4月1日から適用します。